

判 例 研 究

外国仲裁判断の承認・執行に関する 中国人民法院の逐級報告制度 (1)

～信越化学工業 VS. 江蘇中天科技事件を素材として～

粟 津 光 世

目次

はじめに

第一部 資料

A 最高人民法院の回答

B 江蘇省高級人民法院の報告

1 当事者の概況

2 事件の概略

3 仲裁の経過

4 当事者の申請と抗弁

5 南通市中級人民法院の審査意見

6 当院の審査意見

(以上本号)

第二部 評釈

(以下次号)

1 外国仲裁判断の中国における承認・執行

2 案件請示制度と逐級報告制度

3 信越化学工業 vs. 江蘇中天科技における仲裁手続上の諸問題

4 信越化学工業 vs. 天津鑫茂科技事件

5 おわりに

はじめに

中国の法院では事件処理について裁判官の独立性がなく、一定の事件では自庁の「審判委員会」により処理指針の決定がなされ、また上級法院へ伺いを立てその回答を待ってから処理することが少なくなく〔案件請制度〕、さらに上級法院を経由して最高人民法院に報告をしその回答を待ってから処理することがある〔逐級報告制度〕。

外国仲裁判断について中国の中級人民法院にその承認・執行を申請すると、これを拒絶しようと思料する場合は自ら決定してはならず、必ず上級庁である高級人民法院を経由して最高人民法院に案件の概要と証拠および自庁の処理意見を付けて上申し、最高法院の最終意見が出るのを待って、それに従って処理の決定をしなければならないという逐級報告制度が確立されている。

2004年4月に日本の信越化学工業が中国の江蘇中天科技に対して日本商事仲裁協会東京に「長期販売契約が継続して有効であることの確認」と「損害賠償」を求めて仲裁申立てをし、2006年2月に後者が全額認容され、ついで南通市中級人民法院に仲裁判断の承認・執行を申請したところ、同院は逐級報告制度にもとづいて江蘇省高級人民法院を経由して最高人民法院に「承認を拒絶する」という意見を具申し、2008年3月に最高法院もこれに賛成し、南通中院は2008年4月に承認を拒絶したケースが現れた。

本稿は、第一部・資料篇で南通法院、高級法院、最高法院の各報告・意見・回答を全訳し、第二部評訳でコメントをするものである。

なお、第二部の4は、本事件と同一時期に起こった同種の事件を紹介するものである。

第一部 資料

A 最高人民法院「日本商事仲裁協会東京04-05号・仲裁判断を承認しないことに関する報告に対する回答」2008年3月3日〔2007〕民四他字第26号

江蘇省高級人民法院あて：

貴院〔2007〕蘇民三他字第0002号「日本商事仲裁協会東京04-05の仲裁判断を承認しないことに関する報告」を領収した。本院の審判員会の討論を経て、以下のとおり回答する。

本件は、日本信越化学工業株式会社（以下、信越会社と略称）が我国の

法院に日本商事仲裁協会がした仲裁判断について承認を申請するものであり、中日両国は「外国仲裁判断の承認・執行に関する条約」（以下、ニューヨーク条約と略称）に加盟しており、したがってニューヨーク条約の関係規定にもとづいて審査しなければならない。

貴院の報告によると、本件は、仲裁判断がなされた期限および通知手続と「日本商事仲裁協会商事仲裁規則」（以下、仲裁規則と略称）の各規定が符合しないため、ニューヨーク条約第5条1項(b)(d)の各事由が存在するという。

まず、本件仲裁判断がなされた期限と仲裁規則とは符合しない。仲裁規則第53条1項は「仲裁廷は、手続が仲裁判断に熟すると認めて審理を終結したときは、その日から5週間を経過する日までに、仲裁判断をしなければならない。ただし、仲裁廷事件の難易度その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を8週間以内の適当な期間とすることができる」と規定する。

仲裁廷は、2005年7月7日に信越会社から仲裁請求を変更する申請を受理する決定をし、同時に審理を終結する決定をした。

仲裁廷は、2005年8月31日に、仲裁判断を20日延長すること、すなわち2005年9月20日に仲裁判断をすると決定したが、実際に仲裁判断がなされたのは2006年2月23日であって、仲裁廷は審理終結の決定をしてから仲裁規則にしたがった期限内に仲裁判断をしていない。

当事者は契約中で「本合意から発生し、および合意に係るすべての紛争で、双方が話し合いで解決できないときは、日本商事仲裁協会仲裁規則により東京で仲裁を行う」と約定した。双方が契約中で仲裁を紛争処理方法として選択し、かつ明確に仲裁規則を適用すると約定したのであるから、当該仲裁規則中の関係部分は、当事者の合意の一部になった。

上記の仲裁廷による仲裁規則および日本仲裁法に違反する行為はニューヨーク条約第5条1項(d)に規定する「仲裁機関の構成または仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったこと、またはそのような合意がなかったときは、仲裁が行われた国の法令にしたがっていなかったこと」と

いう事由に該当する。

つぎに、仲裁規則53条2項は「仲裁廷は、前項の審理終結に当たり、仲裁判断をする時期を当事者に知らせなければならない」と規定する。しかし、仲裁廷は2005年9月20日に仲裁判断をすると宣しながら実際に作出したのは2006年2月23日であり、仲裁規則にもとづかないで延期の決定をし、かつ当事者に通知をしていないのであるから、これはニューヨーク条約5条1項(b)の「判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定もしくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、またはその他の理由によって防御することが不可能であったこと」という事由に該当する。

まとめると、貴院の処理意見に同意し、本仲裁判断はニューヨーク条約5条1項(b)(d)の各事由が存在し、承認すべきではない。

以上、回答する。

.....

B 江蘇省高級人民法院「日本商事仲裁協会東京04-05号・仲裁判断を承認しないことに関する報告」2007年5月25日 [2007] 蘇民三他字第2号

最高人民法院あて：

日本信越化学工業株式会社がニューヨーク条約により、わが国の民事訴訟法が規定する期限内に、江蘇省南通市中級人民法院に対して、日本商事仲裁協会がした東京04-05号・仲裁判断について承認を申請した。

南通中院はニューヨーク条約第5条1項(d)の規定により、当該仲裁判断の承認を拒絶したいと考えている。

当院が審査するに、当院も南通中院の意見に同意するものである。ここに貴院の審査をお願いする。

① 当事者の概況

申請人(X)：日本信越化学工業株式会社 住所地：日本東京千代田区大手町2丁目6番1号100-0004

代表者董事長：金川千尋

代理人律師：陳文偉、陸彤心（上海市小耘律師事務所）

被申請人（Y）：江蘇中天科技股份有限公司 住所地：江蘇省如東縣河口鎮

代表者董事長：薛濟萍

代理人律師：鄭杭斌、熊輝（江蘇天豪律師事務所）

② 事件の概略

Yは、我が国の光ファイバー製品の主要なメーカーであり、Xは国際上で中国にマチド型シングルモード光ファイバーの素材であるプリフォームを輸出する唯一のメーカーである。2001年11月27日にYとXは売買契約を締結し、YはXから2003年1月1日から5年間はプリフォームを最高で1グラム当たり70日本円で購入することを約した。本契約および契約に関係して発生するすべての紛争は日本商事仲裁協会商事仲裁規則にもとづいて東京で仲裁を行うと約した。

2003年5月7日、中国商務部は「長飛光ファイバーケーブル有限公司」と「江蘇法尔勝光子有限公司」が国内光ファイバー産業を代表してなしたダンピング調査申請書を受受理し、2003年第24号公告「2003年7月1日から原産国アメリカ、日本、韓国の輸入光ファイバーについて反ダンピング調査を行い、調査期日を2002年4月1日から2003年3月31日とし、産業損害調査期日を2000年1月1日から2003年3月31日までとする」を発令した。商務部は、2004年28号公告で上記三国の光ファイバー輸入に保証金を徴求し、さらに2005年1月1日に上記三国からの輸入光ファイバーに対して7～46%のダンピング課税をすること、うち日本からの輸入にはすべて46%の課税を行うと決定した。

本件の長期売買契約の目的物は、上記輸入製品の原材料に当たる。2003年中国国内の光ファイバー市場の平均化価格は、1キロ当たり119円で、2004年には100元になった。もしYがこの契約どおりに履行すれば、Yが生産する光ファイバーの総コストは、2003年は1キロ当たり175.46元、2004年は167.47元になる。

光ファイバー価格に巨大な変化が発生したので、YはXに価格の改定を要請したが、意見が一致せず、Yは契約を履行しなかった。

③ 仲裁の経過

- 1 Xは、2004年4月12日に日本商事仲裁協会東京に仲裁申し立てをした。同協会は申し立てを受理し、Yに通知し、英文の仲裁規則を送付した。

Yは汪琦律師を仲裁代理人に選任し、あわせて仲裁人数の合意期限の延長を申請したが、5月20日に仲裁協会はこれを却下した。Yは同年5月31日と6月19日の2回にわたって三人仲裁を請求したが、6月2日に仲裁協会はこれを却下した。しかし、仲裁協会は6月4日にXが三人仲裁に同意したことを理由に、XとYに対して6月25日までに各自一人の仲裁人を選任するように通知した。

仲裁廷が組成され、XとYは英語を仲裁用語とすることに合意した。

- 2 第一回仲裁廷は2004年12月20日に開廷されたが、当日仲裁廷は進行の記録と録音をしなかった。

その後、XはYが損害賠償をすべき終期を2004年1月から2005年3月28日に拡張する旨の仲裁請求の変更を申請した。

仲裁廷は2005年3月22日に来る4月4日と5日に第二回審問期日を開くと通知した。

- 3 第2回仲裁廷は、2005年4月の4日と5日に連日開廷された。

4月4日：まず今回初めて在廷する者の確認はされたが、その者の身分はチェックされることはなかった。仲裁廷は先にXとYに各15分の意見陳述をさせた。Xはこの陳述の終了時に、当回の終了をもって仲裁手続きを終結されたい旨の請求をした。

仲裁廷は、Xが陳述しているときは、その陳述をさえぎることはなかったのに、Yの代理人が陳述を始めたときは急に陳述をさえぎり、「どのくらい時間がかかりますか？」と問うた。Yの代理人はXの所要時間と同様に20分かかると答えると、仲裁人は「5分以内に済ま

せるように」と要請した。

証人Kに対する尋問において、Xが先に質問したとき、仲裁廷は、どのくらい時間がかかるかを問うたが、あえて時間制限をしなかったところ、Xの質問が当日の午後にかかったので、やっと仲裁人は「あとどのくらい時間がかかりますか？」と問うと、X代理人は午後5時30分には終わるといい、のちに5時45分になると述べたので、仲裁人は「5時30分には終わってほしい。5時30分を過ぎると翻訳ができないので」と要請した。

Y代理人が証人Kに質問をはじめて間もなく、仲裁廷は、質問を早く終えるように催促し、10分ぐらいで終わるかを問うた。

4日の審理が終了したとき、仲裁廷は「明日5日は午後1時30分から始め、午前中は開廷しない」と述べた。Yは直ちに陳述に十分な時間が取れるのかと問うと、仲裁廷は30分に制限しこれで足りると述べたので、Yは本事件はYにとって非常に重要であり、日本に来るのも容易ではない、時間を十分とってこそYは自らの見解を明らかにすることができるかと述べた。

- 4 4月5日の午後：まずYは30分では余りにも短すぎる、30分という時間制限を問題にすべきだと述べたところ、仲裁廷は時間制限ではなく、30分で終わってほしいという意味だと述べた。

Yが証人Kに質問しているとき、30分近くなったとき、Xの代理人が、あと5分だけだと注意し、仲裁廷はこれに賛同して「Kの尋問を終わらせるのが最善です」と述べた。

Yの代理人は指摘した：昨日はXは4時間もかけて尋問したのにYの時間は余りにも短い。YがKの証言が不実である証明をしたときには、もはやX代理人は再尋問をしてはならないのに、なお30分の再尋問を要求し、仲裁廷はこれを認めたので、中国側はこれに反対し明確に「昨日はX側は4時間も尋問したのに中国側は30分2回だけ自己の観点を述べ、今は半日だけしかなく、時間は余りにも短い。Yは中国からはるばるやってきて道理を説き合理的な結論を得たいのに、

Xは手続上で時間を使いすぎ、Yに答弁するに足りる時間をなくしてしまった。もしXがすべての時間を法律上の手続、尋問、事実の訂正、陳述済み証言の撤回に使用してしまったら、これはYに不公平であり、Yは受け入れがたい」と述べた。

またY代理人は「仲裁廷は昨日はYにたった30分しか与えなかったので、審問の観点を準備できなかったと。しかるに、仲裁廷はXの再尋問を許したのであるから、Yはこれを不公平とみなし、かつKを不誠実とみなし、Kに引き続き証言させてはならない」と述べて、Yは抗議のため仲裁廷を退出すると表明した。

仲裁廷は、中国側の強い要求により、ついにXの再尋問の要求に同意せず、同時に中国側にKの尋問を続行して終えたときに尋問手続を終えてよいかどうかを問うた。

- 5 双方の最終意見陳述が各10分で終えた後、仲裁廷は4月末に仲裁手続を全部終結し、以降は新証拠を提出することはできないと宣した。

Xは、5月末の終結が妥当であるといい、Yは特に意見を述べなかった。

仲裁廷は、5月末に審理を終結し、終結後8週間目に仲裁判断をすと宣した。第2回開廷審理の記録全部と録音を双方に交付した。

- 6 Xは、2005年5月31日にまた仲裁請求の変更を申請したので、仲裁廷は6月21日にこの審理のため開廷すると決定した。Yは申請と開廷に対して首席仲裁人に「Xの仲裁請求の変更に関する法律意見書」を提出して明確に反対し、すでにXとYは来る5月末に手続を終結することに合意したのであるから、この合意は仲裁規則により拘束力があり、Xの本請求の変更申請は仲裁規則に違反し、明らかに合理的期間の範囲を逸脱し、Yに不公平であると指摘した。

仲裁廷は、2005年7月7日に「Xの変更申請の承認および仲裁手続終了に関する通知」を発し、Xの上記仲裁請求の変更申請を受理し、かつ仲裁手続きの終結を宣した。しかし、6月21日に開廷され

ることはなく、その後も仲裁判断に到るまで開廷されたことはない。

7 仲裁廷は、2005年7月29日に「来る2006年8月31日に仲裁判断をする」と通知したが、のち2005年8月31日に仲裁判断の日をさらに20日延長して2006年9月20日にすると宣した。この後は何ら通知はない。

8 2006年2月23日、仲裁廷は仲裁判断をした。仲裁判断の事実認定と主文は次のとおりである。

1) 事実認定 : 長期合意4項は、本事件に直接適用されない。長期合意は確かな状況の改変があっても当初の合意を変更することが実際には困難である。双方は新しい条件で約定することが出来ず、相互に信頼が崩れ、この種の長期合意の基になる信頼関係は、問題解決のための交渉が失敗した後、本仲裁の証拠調べが終わった後に破壊しつくされた。もし申請人がその後の分も継続して損害賠償の請求をさせることは、不公平になる。しかし申請人が2004年1月から2005年7月までに受けた損害は合理的であり、長期合意第4項は本事件に直接適用することはできないけれど、申請人の主張と証人Kに依れば、長期合意4項は清算条項として適用され、いずれの証拠でも1グラム40日本円を損害の清算とみることは不合理ではない。Xのその他の請求は棄却する。

2) 主文 : YはXに対して15.2億日本円およびこれに対する2004年4月12日から支払済みまで年6%の割合による利息を支払え。

3) 仲裁費用3,173,283円は、Yが支払え。

9 上記の仲裁判断には、仲裁人・沈四宝の次のような反対意見が付けられている。

「最初の判断書に同意する署名をしたあと、貴殿は2006年1月5日に私に新しい判断書を送付してきた。新しい判断書は当初の判断書を完全に覆した。当初の判断書は、公正な手続が行われ、三人のまじめな討論の上で得られた結論だと貴殿もみなしており、貴殿はこれが最終判断だとみなしていた。今回の判断と当初の判断の区別は次のと

おりである。

- 1) 今回の判断：“この種の長期合意が必要とする信頼関係は、問題を解決するために進行した交渉が決裂したとき、すなわち仲裁証拠調べの終了時（2005年7月31日）に破壊された”（当初の判断では、2004年4月12日）
- 2) 今回の判断：“我々は、Xが填補を請求する2004年1月から2005年7月までの期間に受けた損失は合理的であると認められる”（当初の判断は、2004年1月から2004年3月）
- 3) 今回の判断書は当初の判断書にあった次の説明を削除した：“しかし、上記金額中20%を減額するのは公正で必要である。ただし双方は契約条件に対して善意で新しい合意に向けて交渉を行う義務があり、同時に申請人もまた損害を減少させる義務を負うからである”
- 4) 判断が命じた賠償額は、1.92億日本円から15.2億日本円に激増させ、当初の8倍になった。私からいうとこれは明らかに不公平で受け入れがたい。

なぜ、何の新しい証拠もなく、審問と立証討論のため再開もなく、わずか1ヶ月という短い間に新しい判断書が当初の判断書を覆して賠償金額をもとの8倍にしたのか私には理解ができない。というのは、当初の判断書草案について貴殿は“公正な手続と皆のまじめな討論を経たあと得られた結果である”と認めていたし、同時にこれが最終の判断であると認識してサインの準備をしたのである。

これは、仲裁過程における重大な欠陥であり、上記の理由から私は今の判断書には同意できない」

- 10 本申請の審査において、南通市中級人民法院は、仲裁判断書に添付された沈四宝仲裁人の反対意見書および関係事実について調査した。沈仲裁人が南通中院に提出した2006年1月13日付け公証認証ある首席仲裁人あて書簡には、仲裁廷の仲裁進行に対する討論の回顧で

ある。その概略は、次のとおりである。

「2005年8月22日に首席仲裁人は他の二人の仲裁人に判断書の推断部分に関して意見を求め、その意見を参考にして2005年9月6日に仲裁判断書の概要書を仲裁人二人に送付してきた。二人は9月8日と9月9日に各別に意見を首席仲裁人に返信した。

首席は9月13日に二人の意見を斟酌した仲裁判断書草案の最終稿を送付してきた。沈四宝仲裁人は、9月20日付けで首席仲裁人に草案に対する意見を返信し、10月20日には首席と他の仲裁人に対してこの仲裁判断書にはサインできないと通知した。

その後、首席は10月28日に沈仲裁人にファックスで“仲裁判断書は両意見を折衷したもので、公平な手続とまじめな討論の結果であり、判断書にサインしてほしい”と送信してきた。沈仲裁人は10月31日に自分の観点が正確であることを堅持する旨を返信した。2005年12月9日に首席はまたファックスを二人に送信し、再度判断書を起草する予定であると述べ、もし何か意見があれば2005年12月16日までにファックスで返信してくれと。沈仲裁人は12月12日に返信し、何ら新しい判断書を起草する必要はない、分岐点はただ申請人の受けた損害額だけであり、これは日本の商行為による基準で算定されたもので、自分はずもとの判断書ならサインすることに同意すると表明した。

他の仲裁人は12月15日に“販売合意は有効であり、同4条は本件に適用される”という旨の返信をした。

しかし、首席は2006年1月5日に新しい判断書草案を送付してきた。沈仲裁人は1月13日に首席あて返信し、“すでにもとの判断書ならサインすると述べた。もとの判断書に戻してほしい。もし首席が新しい判断書に堅持するなら、仲裁規則の規定にもとづき、私が判断書上にサインを拒絶した理由を詳細に説明されるよう要求する”と述べた。」

その他、Yに供給した関連製品については、Xは同時期に同様の価

格で天津鑫茂科技公司および江蘇法尔勝公司与長期売買契約を締結し、うち天津鑫茂科技公司もまた日本商事仲裁協会の仲裁判断により巨額の賠償金支払いが命ぜられている。

④ 当事者の申請と抗弁

仲裁判断が発効後、Yは履行しなかった。日本と中国はともにニューヨーク条約加盟国であるから、Xが当該条約にもとづいて2006年5月26日に南通市中級人民法院に仲裁判断の承認を申請し、Yはその承認を拒絶するように抗弁した。Yの承認拒絶の抗弁とXの反論は次のとおりである。

1 期限を過ぎて仲裁判断したこと、および通知の問題

Yの主張：

仲裁規則53条は「1. 仲裁廷は、結審したときは5週間までに仲裁判断をしなければならない。必要あるときはその期間を8週間以内の適当な期間とすることができる、2. 仲裁廷は審理終結に当たり、仲裁判断をする時期を当事者に知らせなければならない」と規定する。

仲裁規則12条2項は「仲裁廷は、第65条に定める期間を除き、必要と認めるときは、この規則に規定する期間（仲裁廷が定める期間を含む）を延長することができる。この場合には、仲裁廷は、遅滞なく当事者にその旨を通知しなければならない」と規定する。

仲裁廷は、2005年7月7日にXの仲裁請求変更の申請を受理することと審理終結の決定をした。そして同年8月31日に20日の延長、すなわち同年9月20日に仲裁判断をすると宣した。しかし、実際には2006年2月23日に仲裁判断がなされた。仲裁判断をすべき日を超えてさらに5カ月たってやっと仲裁判断をした。期限までに仲裁判断をしないばかりか、再度の延期の通知を当事者にしていない。このやり方は重大な仲裁規則違反である。

Xの反論：

仲裁規則53条は、紛争の遅延を防止するための努力目標であっ

て、期限後においても仲裁判断ができ、また期限後になされてもその効力に影響を与えない。

中国民事訴訟法にも同種の規定があり、人民法院は審理延期の申請がなく、遅れて判決をしても、この判決は遅れたことを理由にその効力が否定されることはない。したがって仲裁廷が出した仲裁判断が期限を超過したからといって、その承認を拒絶してはならない。

2 仲裁判断は、合議制に違反したかどうかの問題

Yの主張：

仲裁判断に添付された沈四宝仲裁人の反対意見は、次のように述べる：

「本仲裁判断には、重大な手続き上の瑕疵が存在する。確かに三人の仲裁人は最初の仲裁判断書には同意する旨の署名をし、かつ判断書には“公平手続きと我々が誠実に討論した結果、最終の判断をした”のに、首席仲裁人は合議を経ずに、新しい証拠や新たな開廷と新たな討論がない状況のもとで、第二の仲裁判断書を作成し、かつ第二の仲裁判断書の賠償額はもとの仲裁判断書のその8倍強であった」

したがって、これらの理由により、本仲裁判断の作成手続には、仲裁の公平と公正および三人合議制を捻じ曲げた重大な仲裁規則違反があると認められる。

Xの反論：

まず、最初の判断書は単なる草稿に過ぎず、何の効力もない。次に、本仲裁判断は二人の仲裁員の署名があり、日本仲裁法の規定では完全に有効である。沈仲裁人の反対意見は、仲裁判断の有効性に何ら影響を与えるものではない。さらに、仲裁判断における賠償額が15.2億日本円になったのは、仲裁請求の変更によるもので、合法である。仲裁判断の作成は2006年2月23日で、予定の日より9か月20日遅いが、この遅延は仲裁判断の有効性に何の関係もない。また、Xが本件「答弁書」7項で述べるように、沈仲裁員の反対意見は本件仲裁判断の内容に関する反対意見であるから、本仲裁判断の承認・執行の審理

の対象にしてはならない。

Yの再論：

賠償額が増額されたのは、仲裁請求の変更とは明らかに無関係である。

なぜなら、最終の仲裁請求が出たのは、2005年5月31日で、同年7月7日にこれが受理され、かつ同日で審理が終結されたからである。さらに2006年2月13日に沈仲裁委人が反対意見を表明したのは、2006年1月ごろであり、当時存在した仲裁判断の草案には1.92億日本円に過ぎなかった。そして、2006年1月の草案は2005年7月7日から半年も経過しており、これは仲裁請求の変更と無関係であることは明らかである。

沈仲裁人の反対意見は、内容に対する反対意見だけではなく、仲裁判断の作成手続きに対しても反対意見を述べている。すなわち、新しい仲裁判断は、合議を経ず、新しい証拠もなく、新しい開廷もない状況で作成されたものであり、これをもって“これは重大な手続き上の瑕疵”と表現した。このために署名しなかったのである。

3 審理の再開は、仲裁規則49条に違反しないかの問題

Yの主張：

仲裁規則49条は「1. 仲裁廷は、手続が仲裁判断に熟すると認めるときは、審理の終結を決定することができる。審問期日外においてこの決定をするときは、適当な予告期間をおかなければならない。

2. 仲裁手続は、必要があると認めるときは、審理を再開することができる。審理の再開は、原則として審理終結を決定した日から3週間を経過する日以後には行わないものとする。」と規定する。

本件で、仲裁廷は2005年4月5日の第二回開廷日の最終において、来る5月31日に審理を終結すると宣した。したがって審理終結を決定した日は、2005年4月5日である。

上記仲裁規則により、2005年4月26日以後は審理を再開してはならないのである。

しかるに仲裁廷は2005年5月31日に、Xが再び仲裁請求の変更の申請をしたので、すでに規則が規定する期限を過ぎていたのに同年6月21日に再開審理すると決定し、同年7月7日にはXの仲裁請求の変更の申請を受理する決定をし、同時に審理を終結した。

この再審の決定は、仲裁規則の規定に違反し、Xの仲裁請求の増額を直接招来する結果になった。

Xの主張：

Yの上記主張は、仲裁規則を誤訳しており、かつ誤った理解をしている。49条2項の翻訳は「…審理終結の日から…」である。したがって「3週間」の計算の起算点は、「審理終結を決定した日から」ではなく、「審理終結の日」である。

本件の第1回目の審理終結の日は2005年6月21日であり、その後の3週間以内に再開をしたのであるから、仲裁規則の規定に符合する。

Yの再論：

49条2項の英文版の内容は「an examination shall, in principle, not be reopened after the lapse of three weeks from the date of decision to conclude the examination.」とされており、これによると起算点は「the date of decision to conclude the examination」、すなわち「審理終結を決定した日」である。

本件の仲裁言語は英語であり、仲裁判断書、Xの仲裁請求の変更などすべて英語が使用されており、英語版の仲裁規則を規範としなければならない。これによると、起算日は「審理終結を決定した日」としなければならないし、2005年4月26日以後は再開をしてはならないのである。

4 証人Kが仲裁廷に在廷したことは、仲裁規則40条に違反するかの問題

Yの主張：

1) Kは、第2回開廷の全過程で仲裁に在廷していた。これは仲裁手

続不公開の規定に違反する。

仲裁規則40条は「1. 仲裁手続およびその記録は、非公開とする。2. 仲裁人、協会の役員、職員、当事者およびその代理人または保佐人は、仲裁事件に関する事実または仲裁事件を通じて知りえた事実を他に漏らしてはならない。ただし、その開示が法律に基づきまたは訴訟手続で要求されている場合は、この限りではない。」と規定するので、日本商事仲裁は不公開で審理が行われ、仲裁手続に参加できるのは、当事者のほか証人だけであるが、証人は証言をするときだけ入廷できる。

しかるに仲裁廷は、Kを証人予定者の身分でずっと開廷中に在廷を許していたのであるから、上記の仲裁規則の規定に違反する。

2) 証人Kは、独立性、客観性、公正がない証言をした。

証人は、誰からも独立し、客観的、公正に証言しなければならないのに、Xの証人は開廷時にずっとXの代理人と同じ側に座り、審理の全過程に同席し、双方の観点および争点を了知したことにより、必然的に審議の影響を受け、その証言は独立、客観、公正が担保されなかった。さらに証言のとき、Xの代理人の誘導を受け、前の仲裁廷における供述を否認し、その証言は採用できない。

証人Kは、次の二点で偽証をしたことが明らかである。

第一は、長期販売契約4条の適用問題である。

2005年4月5日午前の開廷では、Kは自らYの薛总に契約4条を解釈したことを認めた。しかし同日午後の開廷では、午前の証言を翻し、当時2000年10月30日は交渉にまったく同席していないし、契約4条の内容を薛总に自分で解釈することなどまったくできなかった。それはKが薛总と初めて会ったのは2002年9月であるからだと言明した。したがってKの証言は、前後に矛盾する。

第二は、1グラム70日本円の問題である。

Kは、Yが1グラム70日本円で履行するのはむつかしくなるだろうと語ったことを認めず、1グラム70日本円の履行は困難だと話ただけであることを供述した。

Yは、2005年4月5日の開廷日に2003年11月10日上海宝鼎で面談したときの録音を示して、Kが当時2004年は1グラム70日本円では履行はすこし無理だろうと語ったことがあることを証明し、これによりXがYに一定の優遇を与えたことを立証した。この問題で、Kが偽証をしたことが証明されたことになる。

- 3) 本仲裁判断では、Kの証言を採用し、しかも大胆に仮定的方法で採用し、さらに偽証を判断の重要な証拠にした。

Xが手配した証人であるKの証言は、Yにより偽証であることが証明された。残念なことは、仲裁廷はKの偽証を考慮せず、仲裁判断でXが受けた損害は直接の証拠がないのにこれを一方的に承認し、他面では仮説の方法で第4条を本件に適用した。そして仮説の根拠としては、偽証の弁論と証言で十分に証明された事実と証拠だという。仲裁判断は先に第4条は本件に適用しないとしながら、のち仮説の基礎の上に事実上適用を認めた、これは前後矛盾であり、仲裁判断の厳肅性、権威性、公正性を損なう。

Xの主張：

- 1) 仲裁判断の承認・執行の手続では、Yは仲裁判断の実体的内容を審理の対象に要求してはならない。
- 2) 証人が在廷する場合に、証人は尋問以外の審理中では当事者と職員と一緒に座ることになる。この点は日本法に明確な禁止規定はない。
- 3) Kは、偽証などしていない。

証人Kの尋問に対しては日本語で行うことに仲裁廷の同意を得て、同時に英語、中文に翻訳して進行した。2005年4月4日の審理では、Kは2000.10末のX本部で行われた会談に参加してお

らず、のち部門会議で聞いたと述べた（2005.4.4審理・英語 2 頁）。2005.4.5の審理では、Kは直接に薛总に契約 4 条の釈明をしていないと述べた。Kの証人尋問の英文抄訳は誤って翻訳され（I did explain to him）、K本人が薛总に面と向かって釈明したとされたのであり、Yの主張はKの証言の断片を取り上げた。

2003年11月10日、KはYの社内で、もし長期売買合意中で規定された価格ならYは履行が困難になると聞いただけであり、XはYのために譲歩案を考えてもよいと述べただけである。したがって、Kの2003年11月10日の発言と本仲裁廷における証言とは矛盾はないし、Yは仲裁廷に録音を提出していない。

- 4) Yは、本仲裁判断は“大胆に仮説を採用した”とか“偽証を判断の主要な根拠にした”などと主張するが、これは協会の英訳文“assume”の誤訳からきたものであることが明らかである。4条の内容からすると、その意味は、もし上記の限定された情況での話でないなら、Yが購入量の減少を要求することは許さないということであり、仲裁廷は当該条項を損害賠償の約定として本件に適用して、Xの請求を認容したのである。

協会は、仲裁判断を翻訳したとき“assume”を仮説と訳し、推認と訳さなかったし、またこの正確な意味をチェックしなかったので、Yが“仮説”だと主張するに至り、このたびXが翻訳協会の経験豊富な翻訳をしてもらい、正確な翻訳ができたのであって、Yが主張する“大胆な仮説”は成立しない。

Yの再論：

まず、本仲裁の言語は英語であり、英語をもって正準としなければならない、すなわちKは日本語で回答したが、やはりその英語翻訳を正準としなければならない。仲裁廷が聴取する証言は英語であり、案件に対する判断もまた英語を基礎に置かなければならない。

Kが当該問題に回答した英語文は“Yes I did explain to him（はい、私は確かに彼に釈明しました）”であり、したがって英語文によると

Kの回答は“2000年10月30日、自分は薛总に対して長期契約4条を釈明しました”となる。そしてYは、Kは2002年9月に初めて薛总を知ったことを証拠で証明している。このため、Kの証言は偽証であり、その証言はまったく信用することができない。

次に、仲裁廷が第二回開廷における廷審記録英語コピーを双方当事者に送付したとき、Xはこれまで英文について何ら異議を提出しなかったのであるから、Xは英文を受領してこれに異議を述べなかったものとみなされ、今になってXは英文に対して何の意見も提出することはできない。

Yは2005年4月5日に、2003年11月10日の上海宝鼎会談のときの録音を示し、Kが2004年当時毎グラム70日本円では履行は困難になるから、XはYに一定の優待を行うと語ったことを実証した（詳細は、添付7の2005年4月5日第二回廷審記録1～4頁、添付9の録音資料）。よってKはこの問題で再度にわたり虚言を述べ、その証言は信用できない。

翻訳問題について、Yは再反駁する、Xは本法廷に提出した仲裁判断の翻訳中、“assume”という単語をまたもや“假設”と翻訳したのは、Yの翻訳と同一である。してみると二か所の独立した翻訳機関は何の影響もないもとで当該言葉について同様の意味に翻訳した。このため当該言葉の中文が意味するところは“假設”としなければならない。しかるにYの答弁書を受領した後は、“推認”と翻訳され、これは明らかにYの答弁書に対してなされた翻訳であり、しかもXが翻訳依頼したのは同一の翻訳機関であるから、この翻訳機関の独立性、公正性、権威性に疑問が生じる。すなわち、二種の異なる翻訳であるが、その間には実質的な区別はない、“假設”でもよいし、“推認”でもよいし、いずれも仲裁廷が先に長期契約4条を本件に適用しないと的前提に、どの証拠によっても根拠づけられない状況で、十分に証明されたことを偽証したKの証言を基礎にして、間接的に長期契約4条を本件に適用することを推断したのである。

5 仲裁廷がYに平等な待遇と答弁のために十分な時間を与えなかったかどうかの問題

Yの主張：

仲裁規則32条2項は「仲裁廷は、当事者を平等に扱い、当事者が主張、立証およびこれに対する防御を行うに十分な機会を与えなければならない」と規定し、日本仲裁法25条は「仲裁手続においては、当事者は、平等に取り扱わなければならない。仲裁手続きにおいては、当事者は、事案について説明する十分な機会が与えられなければならない」と規定する。

しかるに、仲裁廷は、YにXと同一の平等な待遇を与えず、理由を説明するのに十分な機会を与えていない。理由は次のとおりである：

- 1) 4月4日に開廷した際に、仲裁廷は双方に第一回開廷後に提出された文書と証拠の内容について、意味説明〔解釈〕をするよう、証明を要し、かつ道理を説くべき観点を説明するように、さらに他に意見、証拠、法令・規則を出す予定があるかどうかを15分で述べるよう要求した。

Xはこの陳述中で詳細に自己の観点を述べ、かつOmi教授の文献の意味内容を述べ、合計35分かかった。しかし仲裁廷はXの陳述を止めなかった。ところがYが陳述を始めて15分たったとき、仲裁廷はYの発言を中断させて、Yに「あとどのくらいかかるか？」と質問した。Yはなお20分ぐらいかかると答え、さらにXは35分かかったと明確に指摘し、Yはまだ15分しかかかっていないのであと20分かかると答えた。しかし仲裁廷は、5分以内に終えるよう要求した。

- 2) Kが証言するとき、仲裁廷はXには尋問時間を規制せず、Xは4時間にもわたって質問し、仲裁廷は何の制止もしなかった。Yの質問には制限をし、Yはただ2時間しか質問できなかった。
- 3) Kの証言中に、X代理人の質問が終わりを向かえるころ、仲裁廷はX代理人に「あとどのくらいかかるか？」と問い、Xはなお

45分かかるだろうと答えた。仲裁廷とXは協議して、仲裁廷は「20～30分で終わるなら、休憩はしません」といい、Xは「いや、あと45分はかかる」といった。そこで仲裁廷は10分間の休憩を宣し、Xに45分の時間を与え、Xには3時30分前に終了するよう、Yには5時30分前に終了するよう要求した。そしてYが尋問を開始してまもなく仲裁廷はYの尋問をさえぎって、10分以内に終わるように要求した。YはXには長時間許したこと、Yの問題は重要でなおいくらかの時間が必要であると答えたところ、仲裁廷はYに更なる時間を与えることをせず、通訳ができないことを理由に当日の開廷を終わらせ、2日目の午後から続行するとして、Yの尋問を30分以内に終るように要求した。

- 4) YがKの偽証を立証したあと、X代理人はKに再尋問を要求し、30分かかるといい、仲裁廷はただちに許可した。Y代理人はこれに抗議し、仲裁廷を退出すると述べたところ、仲裁廷はやっとKに対する尋問を終わらせた。
- 5) 仲裁廷が書面で開廷時間を通知したのは4月4日と5日であるにもかかわらず、尋問のとき聞かされたのは、Xが指定した仲裁人に不都合ができて5日の午前中の尋問は取り消されたことである。これはYがはるか遠方の中国から日本に来た事実をまったく考慮していない。半日の尋問時間が取り消されたため、Yは十分な陳述と尋問の時間が取れなくなり、ひいてはYが審理過程において答弁と自己の観点を表明する十分な機会が与えられなかった。上述の事実は、日本仲裁法の規定に違反する。

Xの主張：

本仲裁の使用言語は英語であったが、Yの代理人は終始中国語で仲裁を進行した。Xは先に15分で英文の陳述をし、これを中文に翻訳した。いうところの35分は翻訳を含んだ時間である。Yの代理人は中文で陳述したから、浪費した時間は中文を英語に翻訳するのに費やされたのである。仲裁廷がYに5分以内に終わるようにと要求したけ

れども、2日目には陳述時間を付加させた。

Xの陳述内容は5頁であるが、Yのそれは9頁である。Yは証人尋問に十分な時間をとっている。Yの代理人がKに尋問するときには中文を英語に翻訳しなければならないところ、4月4日の5時半後には翻訳できなかったので、当日は開廷を終了せざるを得なかった。4月4日閉廷のとき、仲裁人はYの代理人に2日目の尋問は30分以内に終わるように要求したが、4月5日の開廷中はYは30分という制限をしたのではなく、30分で終わるようにお願いしただけの意味である。Yの代理人はその場で、その他の問題に何も意見を述べなかったため、仲裁廷は反対尋問を終了させたのである。

Yの再論：

まず、Yの事実と観点に関する陳述で、Yは15分陳述したところで仲裁廷が中断させたことは事実である。審問記録がその証拠である。Xの陳述中は、何の中断もさせていない。

次に、2日目に仲裁廷はYに補充陳述の機会を与えたが、わずか30分であり、同時にまたもやYの使用時間を制限したのであるから、仲裁廷がYに不平等な待遇を与えたことは明らかである。

さらに、Xの証人尋問は延々4時間に及んだのに、仲裁廷は何ら制止せず、Yの尋問時間はわずか2時間にすぎない。2日目は午前の審問を取り消したあと、仲裁廷ははっきりとYに対して5日の午後開廷では30分以内に尋問を終えるように要求した。Xは仲裁廷のこの要求は制限的ではないという。しかし審問記録によると、仲裁廷ははっきりと「30分以内に終わってください」（答弁書添付第6：2005.4.4第二回審問記録47頁）と要求しており、少なくとも仲裁廷のこの要求は命令的であり、Yの証人尋問への準備と展開に必然的に重要な影響を及ぼした。Yは仲裁廷に明確に指摘した、すなわち仲裁廷の30分の時間制限にもとづいて発言内容を準備してきたと。

6 当事者が提出した証拠は、〔質証〕をすべきかの問題

Yの主張：

仲裁規則34条3項は「審問期日においては、意見の陳述および証拠調べを行う」と規定している。しかし、2回の開廷で、仲裁廷はまったく“質証”の手続きをしていない、双方が提出した多数の証拠資料に対して、証拠の真実性、関連性、合法性に関して“質証”をしていない。このため、質証の手続きからすると、今回の仲裁手続は重大な瑕疵があり、仲裁規則に違反する。仲裁廷は“質証”を経ない証明資料は仲裁判断で認容を支持する証拠に使用してはならないのである。

Xの主張：

Yの主張は、日本法中の「証拠調べ」の概念をまったく理解していない論である。

日本法律によれば、書証の証拠調べとは次を意味する：仲裁人は当事者が提出しようとする証拠に対して提出を許すかどうかを決定し、仲裁人は当該書証を閲読し、かつ当該書証の合法性と証明力を判断する。日本法律によれば、証拠に対する異議は相手方が仲裁廷に積極的にしなければならぬのである。

Yの再論：

本件に適用される仲裁規則はXが主張するような規定になっておらず、日本の仲裁法にもそのような規定はない。本件には仲裁規則と日本仲裁法だけが適用される。

7 本仲裁判断の承認・執行は、我が国の社会公共の利益に違反するかの問題

Yの主張：

長期売買契約の履行期間中に、日本、アメリカ、韓国が中国に対して光ファイバー製品のダンピングを行い、中国光ファイバー産業に重大な損害を与え、国家商務部はこれに対して反ダンピング措置を決定した。もし本仲裁判断を承認するならば、間違いなく中国の光ファイバー産業に損害を助長し、国家利益に重大な損害をもたらす。

Yは、本仲裁判断が命じた賠償の結論を承認しないよう請求すると

同時に、本仲裁判断が長期合意の拘束力について認定した結論、すなわち長期合意はもはや継続して有効にはならないとした部分は合理的であると考えるので、この部分は承認すべきであると思料する。

⑤ 南通市中級人民法院の審査意見

1 期限を過ぎてなされた仲裁判断と通知の問題

本仲裁判断が出された日が仲裁規則が定めた期限をはるかに越えたものであることは争う余地がない。

仲裁廷は第二回目で仲裁判断をする日の延期を通知したが、なお仲裁判断を出さず、かつ当事者に何の通知や説明をしていない。仲裁規則53条1項の規定は「期限を延長することができるが、審理終結の決定の日から8週間を超えてはならない」とし、この「超えてはならない」は強行規定であり、違反してはならない。

本仲裁判断は、延期を通知した2005年9月20日から5か月を経過した2006年2月23日に作出されたのであるから、仲裁規則の上記強行規定に違反する。

さらに期限経過後に当事者にいつ仲裁判断を出すか通知をしていないのは、仲裁規則53条2項「仲裁廷は、前項の審理終結に当たり、仲裁判断をする時期を当事者に知らせなければならない」の規定にも違反する。

よって、Yのこの抗弁理由は成立する。

2 本仲裁判断は、合議制に違反するかの問題

本仲裁は、三人合議制を採用した。仲裁規則によると、仲裁判断は多数決によりしなければならない。

沈仲裁人が提出した反対意見と首席仲裁員および他の仲裁員にあてた合議過程に関する最後の手紙から見ると、本仲裁判断書が当事者に送達される前には、合議廷は関係問題についてすでに十分かつ真剣な合議が行われ、判断骨子はすでに形成されていたと認められる。首席仲裁員は署名すると表示し、沈仲裁人に署名するように希望し、沈仲裁人は2回にわたって署名しないことを表明したが、諸般を考慮して

首席仲裁員が示した期限内である2005年12月12日にはついに同意したのであるから、この時点で仲裁判断草案は多数仲裁員の署名があったものとして、仲裁判断の結論とならなければならない。

ところが、本仲裁判断と討論を経たもとの仲裁判断草案と比較すると、重大な差異があり、この差異は新たな証拠がなく、新たな開廷も討論もなく出現したものである。この新しい仲裁判断が出る前に沈仲裁人は他の仲裁人からその仲裁判断書に対する意見を聞いたことがない。合議制の仲裁人は仲裁人ひとりづつの意見の写しを他の仲裁員に送達しなければならないのに。

したがって、本仲裁判断は、合議制仲裁廷の議事規則に違反することが明らかである。

3 Xの2回にわたる仲裁請求の変更申請は、合法か

この争論には、二つの方面からの問題がある。

その一つは、仲裁規則の翻訳の問題である。

本仲裁廷が使用した言語は英語であり、日本仲裁廷がYに送達した仲裁規則も英語版である。英語版の意味で認定すると、審理終結の日から3週間以後は開廷してはならないとされている。しかし合議廷は別の事実を偏重した、すなわちYは、2005年6月28日には開廷の通知を受けたので、YはXが再度仲裁請求を変更することに対する法律意見書の中で明確に「仲裁廷の再開決定は仲裁規則に違反する」と表明した。

したがって、仲裁廷がXの再度の仲裁請求の変更に同意し、再開の決定をしたことは仲裁規則に違反するのである。

二つ目は、仲裁廷が5月31日に審理終結を宣したのは、職権によるものではなく、当事者双方の合意によるものである。第二回開廷のとき、Xは仲裁廷にすみやかに審理を終結するように請求し、Yも特に反対しなかった。そしてその開廷の終了時に仲裁廷が「来る4月31日に結審する」と宣したとき、Xは今度は5月31日結審を希望した、Yはこの時も反対しなかったので、仲裁廷は5月31日に結審す

ることに同意したのである。したがって、本案の結審の期日は当事者が合意して決めたのであるから、仲裁廷は一方当事者の同意なくして5月31日の後に新たな開廷を決定することは、当事者の合意に反するのである。

以上のとおり、仲裁廷がXの再度の仲裁請求の変更を受理して再開の決定をしたことは、仲裁規則および当事者の合意に違反するのである。

4 証人Kの参与と偽証の問題

証人を証人尋問の始まる前に審理廷に同室させることができるかは、日本の法律で禁止した規定がない。本開廷記録によると、第二回開廷が始まったとき、同室したKの身分についてチェックがされていないので、Kは証言前に何の理由で同室したのか明確ではない。いいかえれば仲裁廷は、当事者でもない、代理人でもない、身分不明の一人の人間を入室させたのであるから、これは仲裁不公開の原則に違反する。

Kの偽証問題について、開廷記録は同一事実についてXの質問に対する答えとYの質問に対する答えでは異なる証言をしており、この点についてYは録音を証拠に提出したので、Kの偽証の事実が確認できる。そして本仲裁判断はKの偽証を引用したのである。ただし、ニューヨーク条約の規定によると、Kの証言が偽証かどうかは、法院が仲裁判断を承認するかどうかについての事由に該当しない。

5 Yに対し平等な待遇をし、十分な陳述・答弁の機会をあたえたかの問題

仲裁廷は、Yに平等な待遇と十分な陳述の機会を与えていないことは、次のいくつかの点に表れている：

一つは、仲裁廷はXのために大部分の審理時間をさき、Yには十分な反論と尋問の時間を与えていないことである。

Xの証人尋問の時間は4日の午前開廷から始まり、ずっとこれが午後3時30分まで続き、当日の審理は5時30分で終わった。翌日は午

後から開廷が続行されることになった、わずか半日しかとらなかつたのである。Yは事件の影響が重大で、遠路はるばる来日したことを理由に、陳述に多くの時間が取れるように要求した。仲裁廷はこれに理解を示したが、Xがすでに4時間近くも陳述の時間をとったために、翌日のYの所用時間を30分に制限し、この時間で十分だとした。このためYは30分で問題を準備するほかなく、この時間はあまりにも少ない。翌日の開廷中に、Yは30分時間制限の問題を持ち出したとき、仲裁廷はこれは別に時間を制限したのではないと述べるなど、いかげんであった〔出尔反尔〕。

二つは、仲裁廷がYの代理人が陳述中に前後3回にわたってその発言を中断させ、その発言時間を制限したことである。Xに対してはこのような制限はしなかった。

三つは、Xは4時間近く陳述および尋問の機会が与えられたのに、Yには第一回開廷でわずか2時間しか与えられず、第二回開廷では半日の開廷中に30分に制限され、結局合計2時間30分しか機会が与えられないのに、仲裁廷はXの再尋問の要求を即座に許している。

以上の事実から、仲裁廷が陳述と尋問の時間においてYとXに配した待遇が明らかに差別があり、これは平等対等原則に違反する。また仲裁廷がYに陳述と尋問に時間制限をしたので、Yは十分に陳述することができなかった。仲裁廷は翌日の開廷時に時間割は時間制限ではないと述べたにかかわらず、Yはもとの制限時間で陳述せざるを得なかったし、すでに仲裁廷の進行指揮の変更が頻繁に出たため、Yは全面的な意見陳述ができなかったのである。

6 その他の証拠に関する弁論手続について

第二回開廷日には、証人KとYが提出した専門家の意見書に対する証拠調べ〔質証〕だけが行われたが、書証に関する組織的な弁論と証拠説明〔聴証〕の記録はされておらず、第一回開廷日に書証に関する組織的な弁論と証拠説明がないという証拠もない。しかるに仲裁判断書に記載された仲裁経過によると、第一回開廷において材料の提出と

双方の弁論が行われたとされている。

したがって南通中院としては、Yの「仲裁廷が書証に関して組織的な弁論と認否をしていない」という抗弁理由は成立しないと認められる。

7 本仲裁判断を承認・執行することは、我が国の公共利益を損なうかの問題

南通中院には二つの意見がある。

一つの意見は、公共の利益を損ねる説であり、理由として、本仲裁は日本を含む光ファイバーメーカーが中国でダンピングをした背景のもとに進行し、このダンピングは中国政府がすでに確認したところである。Xは、光ファイバーの素材技術の優位的地位を利用し、高価格でYおよび中国のその他の2社にこの素材を販売し、事情変更による価格改定の要請を拒絶した。

もし本仲裁判断が承認されるなら、Yは重大な損害を受けるであろう。Xは同時期に中国の数社に輸出し、日本の同一仲裁機構はすでに2件の同種の仲裁判断を出しており、Yは中国の光ファイバーの主要メーカーとして、同社の損害は必然的に中国の光ファイバー産業の損害になり、疑いなく制裁を受けた日本、アメリカ、韓国の光ファイバーメーカー企業が中国の光ファイバーメーカーの損害を助長することになろう。この角度から、仲裁判断を承認・執行することは我が国の公共利益に有害となるのである。

二つの意見は、公共の利益は厳格に把握しなければならない。本仲裁判断が関係するのはただ個別の企業であり、また光ファイバー素材は完成品ではないし、またXとダンピング行為の関係は証拠で証明されていないのであるから、公共の利益を損害することを理由に不承認と不執行の理由としてはならないとする。

8 仲裁判断が認定した「長期合意は継続して有効ではない」という部分は、承認できるかの問題

南通中院に二つの意見がある：

一つの意見は、仲裁判断の承認はその全部に対して承認するのであって、確かにこの部分の認定は明らかにYに有利である。賠償を命じた結論と違うのは、合意が継続して有効かどうかの争点は仲裁審理の目的物にならないが、仲裁廷は独立して判断を下し、同時に仲裁判断のひとつの結論になるのである。賠償の結論に対する不承認は、合意が継続して有効ではないとの認定を承認することに何の影響もないから、この部分だけを単独で承認することができる。

二つの意見は、仲裁判断に対する承認・執行は仲裁結論の承認・執行であり、本案はすでに手続上、仲裁規則および当事者の合意に違反しているので、全体として仲裁判断は承認されないのであって、この部分だけを承認することはできない。

以上を総合すると、本仲裁判断は、次のように仲裁規則および当事者の合意に違反するのである：

1. 期限を過ぎて出された仲裁判断であること、仲裁判断の期日を当事者に通知しなかったこと。
2. 仲裁判断は、合議制仲裁廷の議事規則に違反する。
3. 仲裁廷が、Xの再度の仲裁請求変更を受理し、再開を決定したことは、仲裁規則の再開についての期限制限に違反し、同時に当事者の合意に符合しない。
4. 再開を決定しながら、その再開を実施せず直接に仲裁判断を出したこと。
5. Kを開廷開始時において身分等を審査せず、証人の身分で証言する前からずっと入室させていたことは、仲裁不公開の原則に違反する。
6. Yに平等な待遇を与えていない。
7. Yに意見陳述するに足る機会を与えていない。

以上の理由により、本仲裁判断に対しては、承認しない決定としたい。

⑥ 当院の審査意見

当院の審査によると、本仲裁判断にはニューヨーク条約5条1項(d)と2項(b)に該当する事由があり、当院は、南通中院が本仲裁判断を承認しない意見に同意するものである。

- 1 本仲裁判断は、ニューヨーク条約5条1項(d)および2項(b)に該当する事由がある。

当該規定によると、仲裁廷の組成または仲裁手続が当事者で合意された内容に符合しないとき、または合意がないときはその仲裁地の国の法律と符合しないとき、承認を請求された国はその仲裁判断の承認を拒絶することができる、とする。

本手続は、以下の二つの点で仲裁合意で選択した仲裁規則および日本仲裁法に符合しない。

第一に、本仲裁手続は、仲裁規則32条2項および日本仲裁法25条の当事者を対等に扱うべき規定に違反する。

仲裁規則32条2項は「仲裁廷は、当事者を平等に扱い、当事者が主張、立証およびこれに対する防御を行うに十分な機会を与えなければならない」と規定し、日本仲裁法25条は「仲裁手続においては、当事者は平等に取り扱われなければならない。仲裁手続においては、当事者は事案について説明する十分な機会が与えられなければならない」と規定する。2005年4月4日と5日に開廷された審理では、仲裁廷は第一日の大部分の審理時間をXの陳述と証人尋問に充て、かつ何の時間制限もしなかった。しかるにYの陳述と証人尋問に対しては仲裁廷は何度もYを遮り、かつ時間上の制限をした。さらに重要なことは、Xが4月4日の大部分の時間を陳述と証人尋問に使用した後に、仲裁廷は翌5日の午前中の証拠調べの時間を取り消し、Yの午後の証人尋問の時間を半時間に制限したことである。

仲裁廷の上記の不公正な措置により、Yは十分な陳述と証人尋問の時間が与えられず、Yに答弁と自己の観点を表明する十分な機会がなくなった。

第二に、仲裁廷は、仲裁規則53条1項、12条2項の仲裁判断の期日に関する規定に著しく違反した。仲裁規則53条1項は「仲裁廷は、手続が仲裁判断に熟すると認めて真理を終結したときは、その日から5週間を経過する日までに仲裁判断をしなければならない。ただし仲裁廷は、事件の難易度その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を8週間以内の適当な期間とすることができる」、同12条2項は「仲裁廷は、第65条に定める期間を除き、必要と認めるときは、この規則に規定する期間（仲裁廷が定める期間を含む）を延長することができる。この場合には、仲裁廷は、遅滞なく当事者にその旨を通知しなければならない」とそれぞれ規定している。

本件で、仲裁廷は2005年7月7日にXから仲裁請求の変更の申請を受理する決定をし、同時に審理を終結する決定をした。仲裁廷は同年7月29日に来る8月31日に仲裁判断をすると通知した。しかし仲裁廷は8月31日になってさらに20日延長し、9月20日に仲裁判断をすると宣したが、9月20日になっても仲裁判断をしないばかりか、再度の延長の決定もなく、延長の通知もせず、2006年2月23日にやっと仲裁判断がなされた。

すなわち、2005年9月20日の後、仲裁廷は再度の延長も通知もない状態で、審理終結の日（2005年7月7日）から7か月経過し、最後に期日を宣した日（2005年9月20日）からさらに5か月たって仲裁判断をしたことになる。

仲裁廷のこの措置は、仲裁規則53条1項と12条2項の各規定に著しく違反する。

仲裁廷が何度も遅延してした仲裁判断は、仲裁規則および日本仲裁法の各規定に違反するだけでなく、その招来した結果も極めて重大である。2005年9月13日に、首席仲裁人は十分な討論のもとに作成した判断書草案を他の2名の仲裁員に送り署名を求めた。これに対して沈仲裁人は当該仲裁判断書が確定した賠償額が高すぎYに不公平であると考えたが、首席仲裁人と他の一人の仲裁員は判断書草案は公平

な手続と真剣な討論の結果作成されたと考えたので、沈仲裁人の反対意見は仲裁廷がした仲裁判断の結果に障害をもたらすものではない、すなわち日本仲裁法37条2項の規定にもとづき、仲裁廷は過半数の仲裁人の意見によって仲裁廷が期日を確定した日（2005.9.20）の前に仲裁判断を作出することが完全にできたのである。

しかるに首席仲裁人は、日本仲裁法が規定する期限どおりに仲裁判断を作出せず、2006年1月5日に沈仲裁人が見たところさらにYに対して不公平な新しい仲裁判断の草案を作成した。

新しい判断書草案は、Xの新しい仲裁請求に関する新しい証拠はなく、開廷審理もせず、十分な討論時間をとることもなく、Yに対する賠償金額はもとの判断書草案の8倍に増額した。沈仲裁人が再度反対を述べ、もとの判断書に戻せば同意すると述べた情況で、仲裁廷は過半数の仲裁人の意見に基づき2006年2月23日に本仲裁判断をしたのである。この仲裁手続は明らかに仲裁規則および日本仲裁法の規定に違反し、重大な結果をもたらしたのである。

2 本仲裁判断には、ニューヨーク条約5条2項（b）の事由がある

同項の規定によると、承認・執行を求める国の公共政策に違反するときは、その承認・執行を拒絶することができるとする。

本契約締結後の2002年から日本、アメリカ、韓国企業はわが国に光ファバーのダンピングを仕掛け、国内の光ファイバー産業に対して重大な損害を与えた。商務部の調査によると、2005年1月1日から上記三国からの光ファイバー製品の輸入に対して7～46%の反ダンピング課税を行い、うち日本からの輸入に対してはすべて46%の課税を行った。本件の長期売買契約の目的物は、上記の輸入製品の原料に当たる。わが国2003年の光ファイバー市場価格は1キロメートル当たり119円で、2004年には100円に下がった。Yがもしこのまま契約を履行すると、Yが生産する光ファイバーの総コストはそれぞれ175.46元と167.47元になる。Xは明らかにその国際上で生産・販売する光ファイバー素材の独占的地位を利用して、独占的高価格をもって

わが国の光ファイバーの主要なメーカーであるYに原材料を販売することは、必然的にYに巨額のコスト増加をもたらし、市場競争力の低下をきたすのである。

Y以外にもわが国の光ファイバー生産メーカーである天津鑫茂公司与江蘇法尔勝公司もまたXの寡占の高価格による被害者である。よってXはマッチド型シングルモード光ファイバーのプリフォームについての国際上の生産と販売による寡占的地位を利用して、独占価格で関連製品を販売することは、完成品をダンピングするのと同じ効果があるので、わが国の光ファイバー産業に重大な危険を及ぼす。わが国政府はすでに日本からの光ファイバー製品に対して高額の反ダンピング課税を行っている。本仲裁判断を執行することは、疑いなくこの課税措置の効果を減殺し、日本企業がわが国の光ファイバー産業の利益を毀損するのを助長するものである。よって本仲裁判断はわが国の公共政策に違背する。

以上のとおりであるから、本仲裁手続において、仲裁廷はひとえにXをひきしたうえ、著しく期限を超えて仲裁判断をしたのは、仲裁規則と日本仲裁法に違反しただけではなく、重大な結果をもたらした。

本仲裁判断を承認・執行することは、我が国の光ファイバー産業の存立に重大な危険を及ぼす。

ニューヨーク条約5条1項(d)および2項(b)の各規定により、本件仲裁判断の承認を拒絶すべきである。

上記の意見の当否について、貴院において審査され、明示されたい。

(出典：最高人民法院民事審判第四庭編『涉外商事海事審判指導』2008年第1輯(総第16輯)380~59頁)・最高人民法院2008.3.3《关于不承認日本商事仲裁協會東京04-05号仲裁採決的報告》の復函